



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

取引相場のない株式／配当還元方式の適用の可否

～評価通達188の議決権割合の判定と「特別の事情」の有無～

評価通達上、「同族株主以外の株主等が取得した株式」は、配当還元方式で評価することとされていますが、これによって適正な時価を算定することができない「特別の事情」がある場合は原則的評価方法で評価されることもあります。今回は、配当還元方式の適用の可否について争われた判決をご紹介します。

(平成29年8月30日東京地裁・一部取消し・確定・TAINSコード：Z888-2122)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

本件は、A社の代表取締役であった被相続人庚の相続人（配偶者）である原告が、庚の有していたA社株式18万3925株（本件株式）を相続（平成19年12月相続開始）により取得し、これを配当還元方式により1株当たり75円と評価して相続税の申告をしたところ、所轄の鶴見税務署長が、本件株式は類似業種比準方式により1株当たり2292円と評価すべきであるとして更正処分等をしたことから、原告が、その処分等（更正処分については申告額を減額した額を超える部分）の取消しを求めた事案です。

なお、平成19年8月、庚がA社株式72万5000株をB社に株式譲渡したことから、庚一族（同族株主グループ）のA社株式の議決権の合計割合は、22.79%から14.91%になりました。

<裁判所の判断>

東京地裁では、次のとおり判断し、本件株式を配当還元方式により評価することが相当であるとして、類似業種比準方式により評価すべきであるとする被告の主張を退けました。

1 評価通達188の「同族株主以外の株主等が取得した株式」該当性

- ① 被告が主張するA社における評価通達188の議決権割合の判定に際し、C社及びB社の有する議決権の数（議決権割合は、C社24.18%、B社7.88%）を、A社の議決権総数から除外すること、あるいは、原告の有する議決権の数に合算することは、いずれも相当であるとはいえない。
- ② そうすると、課税時期において、A社には合計して30%以上の議決権を有する株主及びその同族関係者がいないため、A社は「同族株主のいない会社」に当たる。また、原告及びその同族関係者である親族らの有する議決権の合計割合は14.91%であり、「株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合」にも当たる。よって、本件株式は、評価通達188の（3）の株式に該当するから、「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当する。

2 類似業種比準方式により評価することが正当と是認される「特別な事情」の有無

- ① 庚によりその一族の持株比率を15%未満とする旨の話が初めてされたのも、B社設立後約3年を経過した平成19年6月のこと等からすれば、B社の設立時に、B社への株式譲渡を目的としていたということとはできない。
- ② A社の株主の中には、C社及びB社も含まれているが、C社又はその株主とB社又はその株主が、それぞれの会社が有するA社の議決権行使につき、原告との間で何らかの合意をしたことはなく、原告から指示をされたこともなかったことからすると、C社及びB社がその有するA社の議決権について、原告の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していたと認めることはできない。
- ③ 庚及び原告とA社並びにC社及びB社との間に、何らかの特殊な支配関係等を認めることはできないから、庚及び原告によるこれらの会社に対する実効支配体制が確立されていたとはいえない。
- ④ 本件株式が「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するものであるにもかかわらず、配当還元方式ではなく、類似業種比準方式により評価することが正当と是認される特別な事情があるとする被告の主張は採用することができず、本件株式につき、配当還元方式によって適正な時価を算定することができない特別な事情があるとは認められない。……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判19頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。